

## 第20回「定期総会」およびセミナーのご案内

森林塾青水第20回「定期総会」を下記の要領で開催いたします。

当塾が2003年上ノ原での活動を始めて17年が経過、この間、皆様のご支援・ご努力のおかげで着実に成果を上げて参りました。目下のコロナ禍で活動が制約されるというネガティブな面がある一方で、ふるさと文化財の森指定や茅採取（茅刈）のユネスコ無形文化遺産登録などの追い風もあるといった環境の中で、運営主体を地元に移行する体制も緒についてきました。今回の総会は新たな展開にむけた足固めと位置付けられます。

総会後の恒例のセミナー（学習会）は、最近の話題を踏まえて下記のテーマにいたしました。感染症予防には細心の注意を払い開催しますので皆様のご出席をいただきたくご案内申し上げます。（なお、楽しみにされている皆様には大変申しわけありませんが、例年の総会時に実施しています懇親会は、多人数の宴会等の自粛要請に配慮して今回は中止とさせていただきます。）

テーマ： 茅葺文化の継承のために（仮題）  
講師： 筑波大学名誉教授 安藤邦廣先生

## 記

| 定期総会議題   | 日時                       | 対象者                               | 場所  |
|--|--------------------------|-----------------------------------|---|
| ・2020年度事業報告・決算報告<br>・2021年度事業計画・予算(案)<br>・2021年度役員選任 | 4月17日(土曜)<br>13:15~14:30 | 正会員・家族会員<br>会友（一般）<br>(議決権は正会員のみ) | 中央区勝どき区民館<br>〒104-0054 東京都中央区勝どき1-5-1 電話 03-3531-0592 |
| セミナー（学習会）  | 14:45~16:00              | 会員、会友                             | 同上  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>会場までの交通手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都営地下鉄大江戸線勝どき駅下車A1出口 徒歩2分</li> <li>・都バス「05 東京駅丸の内南口ー晴海埠頭」勝どき橋南詰下車 徒歩3分</li> <li>・都バス「門33 亀戸駅ー豊海水産埠頭」勝どき駅前下車 徒歩3分</li> </ul> |
|--|---|

## 【お願い】

会員の方は、出欠のご予定を次票の内容をメールまたはFAXにて、4月7日（水）までにご連絡ください。正会員でご欠席の方は、別段のご意思表示がない限り、当日行使すべき議決権は、議長に委任いただくこととしますが、そうでない方は、その旨お示しください。

なお、今年の野焼きは5月1日（土）～2日（日）に行う予定です。詳細固まり次第ご案内いたします。スケジュール調整、お誘い合わせの上、早めにお申し込み下さい。

以上

|            |   |
|------------|---|
| FAX の場合    | 043-375-1685 草野方  |
| E-Mail の場合 | <a href="mailto:jimukyoku@commonf.net">jimukyoku@commonf.net</a> (下記を添付または同内容を記してください。) |

### 出欠連絡票 兼 委任状

2021 年 4 月 17 日に開催される、森林塾青水の定期総会につき、下記のとおり出欠をご連絡いたしますとともに、欠席いたします場合、当日行使すべき議決権は、議長に委任いたします。

|  |    |    |
|--|----|----|
| お名前  |    |    |
| ご住所  |    |    |
| 電話番号・FAX<br>・E-Mail  |    |    |
| 下記のいずれかに○をしてください。  |    |    |
| 定期総会   | 出席 | 欠席 |
| セミナー   | 出席 | 欠席 |
| 通信欄（ご欠席の方、近況や会へのご要望・ご意見などをお知らせ下さい。<br>（*また、議決を委任するご意思のない方は、上記文言を斜線などで抹消、下記通信欄にご意見を記入ください。） |    |    |
|  |    |    |

会員の方は、出欠のご予定を上記内容をメール（[jimukyoku@commonf.net](mailto:jimukyoku@commonf.net)）またはFAXにて、4月7日（水）までにご連絡お願いいたします。正会員でご欠席の方は、別段のご意思表示がない限り、当日行使すべき議決権は、議長に委任いただくこととしますが、そうでない方は、その旨お示しください。